

震災倒壊家屋

自主撤去も補助対象

災害廃棄物 環境省が事務連絡 処理のQ&A

環境省は13日、東日本大震災に係る災害廃棄物処理事業の取り扱いに関するQ&Aを関係都道府県・政令市に事務連絡した。倒壊家屋をすでに個人が自主撤去した場合も一定の措置を講じれば特例として補助対象になるなどとしている。Q&	
Aの概要は以下の通り。	
◇ ◇	Q1 すでに着手しない終了した分も補助金の対象となるのか。
A1 被災市町村が事業主体として実施した分は対象となる。なお、会計手続きのため、見積書、請求書といった契	約に関する書類一式および処理の状況が分かる写真等は、会計手続きが始まるまでの間、保管しておいて頂きたい。
A2 後日、被災市町	Q2 倒壊家屋等をすでに個人が自主撤去した場合も補助の対象となるのか。
Q3 これから倒壊家	村が当該撤去を特に必要として認めて行う災害廃棄物処理事業に該当するものであったと判断した場合、市町村と解体・処理業者との契約に変更する等の措置を講ずれば、今回は特例措置として補助事業の対象となる。

屋等の解体・処理を行いたいと思うが、個人で行ってもよいのか。

A3 個人や中小企業が自主的に解体・処理することは、緊急やむを得ないものとして、被災市町村が特に必要と認めて行う災害廃棄物処理事業に該当するものの判断が必要。具体的には、家屋等の所有者は関係者の合意を得た上で、解体・処理業者を同行して被災市町村の窓口相談および処理費用の説明等を行って頂きたい。その結果、被災市町村が解体・処理費用を含めて適正であると判断し、当該解体・処理業者と被災市町村との契約が成立した場合、今回は特例措置として補助事業の対象となる。